



## 「ユーラス三大明神ウインドファームの運用管理等に関する協定書」

# 「3者協定」は安全・安心の担保にはならない！



## 被害の損害賠償は裁判で勝訴が……？

遠野町区長会通信(第4号)で、遠野町区長会・(株)ユーラスエナジーホールディングス・いわき市の3者で「ユーラス三大明神ウインドファームの運用管理などに関する協定書」(3者協定)を締結すると記載され回覧されました。

協定書記載の「工事による被害が発生した場合」「設備及び施設等の異常または破損等により被害が発生した場合」に「民法上の損害賠償責任を負う場合」には「ユーラス三大明神が適切かつ誠実な補償を行う」書かれています。この「民法上の損害賠償責任を負う場合」というのが、どういう状況を指すのかが不明でした。

遠野支所やいわき市の説明では、「裁判で事業

者の責任が確定した場合」や「裁判でなくても事故原因の調査で事業行為が原因とされた場合は賠償行為は有りうる」と説明されました。この場合、原因調査は事業者中心で行われ、事業者自身が工事や営業行為が原因と認めた場合いと云うことになりません。これは事業者側に有利な判断しか期待できず、賠償はまったく望めません。

もちろん裁判による解決は被害を受けた住民にとつてさらに大変です。様々な被害について、事業者側に原因があることを裁判で立証しなければなりません。簡単に起こせるものでもなければ勝つことも非常に困難です。

## 被害補償は「努力義務」が精一杯の協定文書

協定書では「民法上の損害賠償責任を負わない場合についても適切かつ誠実な対応を行うよう努めること」という項目もありますが、これはあくまで努力義務で、事業者の匙加減によるものとなるため、大規模な被害が発生しても、ほとんど期待できない可能性があります。弁護士にも相談してみました。実効性は乏しいという見解でした。

遠野支所ではこの協定書を「工事が始まった時に何かあった時の責任の所在をはっきり

させるためユーラスを縛るためのもの」と説明していました。

「民法上の損害賠償責任を負う場合」でも裁判で賠償責任が確定させた事案以外は事業者の判断に頼る事になります。

これでは被害が生じた時、住民は「泣き寝入り」となる可能性の高いと思われます。そして、この協定と引き換えに事業の実施を認めるべきでないと考えます。

## いま「協定」の締結でなく

## 「土砂災害の危険」、「生活水の汚濁」に対する

## 科学的知見に基づき影響評価こそ必要！

### 事業者の環境影響評価では土砂災害の危険の評価は実施されていない

12月4日に事業から資源エネルギー庁に対して「環境影響評価書」が提出されました。公告縦覧が実施されていないため、詳細は不明ですが、これまでの「環境影響評価準備書」やその後の事業者の計画変更に伴う「三大明神風力発電事業について」と題する説明会資料によれば、ユーラスによる環境影響評価は、土石流の危険を評価する項目すらなく、「土石流危険渓流」は土砂災害危険防止法の「警戒区域」と違い法律で行う規制はないとし、「風車は尾根部の平坦な場所に設置する」とするだけで、本格的調査、科学的知見、専門家の所見もありません。

現在、集落の簡易水道、湧水、表流水利用者は、大雨や長雨などで利用水が濁り不快感や飲料水利用が困難になる事があります。

### 国、県、いわき市の環境影響評価で土砂災害の危険の評価はされていない

事業地は、砂防法による砂防指定地、ハザードマップによる土石流危険渓流、福島県では土石流危険個所に指定、関東森林局では崩壊土砂流失危険地区に指定されています。

ところが、国、県、いわき市もそれぞれ危険は指摘しながら土砂災害の危険、水の汚濁の心配に、綿密な調査や科学的評価が行われた形跡がありません。

私たち会では国、県、市、森林管理署など何度も訪れ、本風力発電計画の危険を指摘し、行政自身の安全評価の実施を求めてきました。それぞれ危険性の認識はもちながら、「詳細な事業計画がない」などとし、いまだに安全を確認しないまま、事業を推進させようとしています。

いまやるべきは、「協定書」締結でなく、本発電事業の危険性の評価を正しく行い、本事業にストップをかける事ではないでしょうか。

遠野町の環境を考える友の会

連絡先：東山広幸（入遠野） 090-8258-1181

12月15日 福島県の企画調整部と「意見交換」を行い、三大明神風力に反対する遠野住民の見解を伝えてきました。

# 「三大明神風力」＝住民の多数意見は反対です

12月23日 いわき市に対し「三大明神風力」の事業計画の停止、保安林解除に反対するよう要望

一二月九日の宮川えみ子県議の質問を受けて、  
県企画調整部と「友の会」との意見交換を行いました

12月9日の県議会で、宮川えみ子県議は一般質問にたち、三大明神風力発電事業が、事業者も行政も、住民が心配する土砂災害や水の汚濁の問題を何ら解決することなく進められようとしている点、地域住民の多数が反対している点をあげ、事業中止を求めました。

県の担当部署である福島県企画調整部では、住民の8割の反対署名と行政区長の「同意」に矛盾があるとし、十二月十五日に県庁で「遠野町の環境を考える友の会」と意見交換会が実施されました。

土砂災害の危険や生活用水の汚濁など、準備書で経産大臣や県知事意見で指摘された問題点に関して、事業者は基数や位置の変更はしたものの、危険にたいする専門的調査も科学的評価もなく進められようとしている現状を指摘し、

**いわき市は市民の命と暮らしを守る立場に！！**

「友の会」は12月23日、いわき市に対し、いわき市として三大明神風力発電事業の停止を求めること及び保安林解除を認めないことを求めた要望書を提出してきました。

ここで市の担当者は計画の実施で土砂災害の危険を増すと捉えるかとの質問には、これまで市として、環境影響評価の手続きにおいて、環境保全に配慮するように意見してきた点が、今後公開される環境影響評価書に反映されているかを確認するとし、現時点では土砂災害の危険について判断出来ないとししました。

また、水環境の悪化については、住民が表流水、地下水、湧水を利用していることは把握しているとし、環境影響評価の手續きでこれらの水源の汚濁の回避、モニタリングの実施を提言してきており、環境影響評価書への反映状況を確認するとし、水の汚濁問題も現時点では判断出来ないことを明らかにしました。

**いまでも住民の多数意見は、三大明神風力発電計画に反対です**

当会が遠野町全体で8割以上の世帯から集めた署名に関しては、下根本地区で当時の区長が集めた区長の同意書に対しての賛成の署名が8割ということを持ち出し、賛成も8割と逆の声も同数あるというように説明しました。これは当該5地区のひとつだけの話で、しかもこの地区は当会の署名を含めて2回にわたり8割の反対署名が上がっている地区です。

昨年の当該区長の「同意書」がほとんど住民

県自身も土砂災害の危険に対する評価を進めるよう求めました。

また、8割以上の世帯で反対署名が書かれているのに、なぜ当該地区の区長がみな同意書に判を押しているのかという企画調整部の疑問に対しても、当時の区長が住民への説明や議論など必要なプロセスを経ず、住民意見を聞くこともなく、同意書を業者と交わしたことを説明し、これをもって「住民の理解」と捉えるのはおかしいとの訴えました。

県の担当者は、それならばその旨をいわき市に申し出すべきではないかということ、県としてもいわき市に助言という形で伝えるということでした。

本年2月議会で

は「保安林解除の申請には、市の同意書の添付が必要」とし「現時点では詳細な工事内容が明らかになっていない」ため「同意の是非の判断は困難」と答えました。

ところがいわき市は、保安林解除に関して、関東森林管理局に対して「懸念なし」と回答していることが解りました。一方で土砂災害の危険、水の汚濁に関して判断出来ないとしながら、土砂災害や豊かな水を守る保安林の解除に賛成するいわき市の態度に市民の命と暮らしを守る姿勢はありません。



要望書を渡す東山事務局長

の意志を聞かずに事業者と交わされたものであることを説明しましたが、市は区長の同意が住民意思であるという認識を変えようとはしていません。昨年経産省と交渉した際も「区長の意向だけで住民全体の意志とは判断しない」旨の回答を得ています。市は住民の意志は事業に反対ということ認め、この事業の停止を求め、保安林解除を認める意向も撤回すべきです。